

令和8年予備試験・法律実務基礎科目（民事）・解答例

第1 設問1(1)

A Y間消費貸借契約に基づく貸金返還請求権 1個

第2 設問1(2)

被告は、原告に対し、金200万円を支払え。

第3 設問1(3)

① Aは、令和6年12月1日、Yに対し、弁済期を令和7年12月1日として、200万円を貸し付けた。

② Aは、令和7年2月1日、Xに対し、①記載の債権を代金150万円で売った。

③ 令和7年12月1日は到来した。

第4 設問1(4)

1 Pが申立てを検討すべき民事保全命令の申立ては、Yの自宅建物に対する仮差押命令の申立て（民事保全法20条1項）である。

2 仮差押命令には、処分禁止効が認められる。本件訴訟の継続中に、Yが当該建物を処分してしまうと、確定したXの請求認容判決を債務名義として強制執行（民事執行法22条1号）することができなくなることから、かかる事態を防ぐため、上記申立てをする必要がある。

第5 設問1(5)

仮差押命令は、本案訴訟のような厳格な証明でなく、疎明で足りる比較的迅速・簡易な手続で発令される（民事保全法13条2項）ため、本案訴訟で審理が尽くされた結果、仮差押命令が不当であったことが判明する場合がある。そこで、不当な仮差押の結果債務者

に損害が発生した場合の賠償金の確保と、仮差押申立ての濫用防止のために、担保を立てる。

第6 設問2(1)

請求原因記載の債権譲渡につき、AがYに通知し又はYが承諾するまで、Xを債権者として認めない。

第7 設問2(2)

Yは、AX間の債権譲渡につき、譲渡人Aからの電話での通知及びYによる承諾の事実を否認している。もっとも、Aからの内容証明郵便による通知の事実は認めており、これによって第三者対抗要件を具備したこととなる。第三者対抗要件の具備は、同時に債務者対抗要件の具備にもなるため、かかる状況においては債務者対抗要件の抗弁の主張は失当と考えたことが理由として挙げられる。

第8 設問2(3)

① Cは、令和7年2月1日、Bに対し、本件債権を代金120万円で売った。

② Cは、①の際、Aのためにすることを示した。

③ Aは、①に先立ち、Cに対し、本件債権を120万円で売る代理権を付与した。

④ Aは、令和7年2月2日、Yに対し、①の債権譲渡を内容証明郵便で通知した。

第9 設問3(1)

① Cは、本件債権を売る際、本件債権を売った代金を自らの借金返済に充て、自己の利益を図る目的を有していた。

解答例の書式は、司法試験・予備試験のCBT化に伴う法務省発表（令和7年10月17日付）の答案形式（※）に合わせています。
（※）一行30字、一頁23行、インデント設定および禁則処理機能無し、全角での表記（(1)、①、i等を除く。）

② Bは、本件債権を買う際、①の事実を知っていた。

第10 設問3(2)

Aは、令和7年2月1日、Yに対し、請求原因記載の債権譲渡について内容証明郵便で通知した。

第11 設問3(3)

BとCは、いずれも本件債権の売買するつもりがないにもかかわらず、その意思があるように仮装することを合意した。

第12 設問4(1)

本文書は、金銭借用証書である。消費貸借契約において、金銭借用証書は当該契約が文書によってされたことを示すものであるため、処分証書にあたる。処分証書は直接証拠に該当することから、本文書の形式的証拠力が認められれば、AY間の消費貸借契約が本文書の内容通りに締結したことが直ちに認定できる。

第13 設問4(2)

1 二段の推定は、以下の二段階の推定によって文書の真正な成立を認めるプロセスである。まず、私文書に押された印章の印影が、作成名義人の印章を一致する場合には、反証のない限り、作成名義人の意思に基づき押印されたことが、事実上推定される（一段目の推定）。このとき、文書全体が作成名義人の意思に基づき真正に成立したことが、民事訴訟法228条4項により、法定証拠法則の効果として推定される（二段目の推定）、というものである。

2 弁護士Qが、Y名下の印影がYの印章であることを認めているため、一段目の推定は成功している。もっとも、Yは押印後に文書

の改ざんがなされたと主張しているため、二段目の推定の反証の成否が問題となる。

以上

令和8年予備試験・法律実務基礎科目（民事）・解答のポイント

1 設問1

小問前半は、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権ならびに債権譲渡について、訴訟物や請求の趣旨、要件事実の知識が問われる基本的な問題であった。型が定まっているため、漏れの無い暗記の実践と正確なアウトプットが求められる。小問後半は、債権保全のために取りうる申立ての方法の検討や、民事保全法の規定の目的について問われていた。法の趣旨を理解し、事案に即した説明を考え出すことができれば、論理的でまとまった答案になると思われる。

2 設問2

設問1で示した請求原因をもとに、相手方が主張しうる抗弁やその適否について回答する問題であった。一般的な貸金返還請求の場面と異なり、債権譲渡や代理権の問題も絡むため、事案の適切な整理と抗弁相互の関係の理解が求められる。要件事実に関する正確な知識の有無が、答案の出来を左右するものと考えられる。

3 設問3

前問までの状況を踏まえ、原告が主張すべき再抗弁事実が問われた。事例の中には再抗弁として主張すべきでない事実も含まれていたため、事実を正しく取捨選択して回答することが必須である。

4 設問4

民事裁判での事実認定プロセスについて、処分証書の扱いと二段の推定についての説明が求められた。いずれも当該科目における重要事項にあたるため、日頃の意識的な学習と確実な理解がポイントとなる。また、問題文から具体的なあてはめは不要である旨を読み取り、問われている事項を端的に説明できたか否かも大切な点である。問題の量が多く、後半にかけて焦りが生じてくると思われるが、事例と問題文をしっかりと読み、必要かつ十分な論述をすることが肝である。

以上

令和8年予備試験・法律実務基礎科目（刑事）・解答例

第1 設問1(1)

1 発見場所・状況の写真撮影による証拠化の指示を行った理由

交通系ICカード及びスマートフォンはそれ単体では誰の所有物を判定できず、犯人性との結びつきが薄い。よって、発見場所・状況の細部を客観的・正確に記録することが可能な写真撮影によって、当該証拠の証明力を保全する必要があるために指示を行った。

2 Aの実母への聴取の指示を行った理由

同居人がおり、証拠物の発見場所がAの専用・排他的なスペースであるか否かが不明である場合、A以外の者がそれら証拠物を持ち込んだ可能性を排除できず、証拠物のAの犯人性に向けた証明力が限定的となる。よって同居人たる実母からの聴取を指示した。

第2 設問1(2)

証拠①・④より犯行時刻・犯行現場が推認され、証拠⑤は推認された犯行現場近隣に位置するコンビニエンスストアの推認された犯行時刻数分前の防犯カメラ映像に関する証拠であるから、当映像に映る人物がAであると認定できれば、事実2が認定できる。

まず、A方から発見・押収された事実及び証拠⑭より、発見された押収物がAの物であることが推認できる。赤色マスコットのストラップのみでは顕著な物理的な特徴とはいえないものの、当ストラップが防犯カメラ映像と一致すること（証拠⑤・⑮）、A方から押収されたスマートフォン（本件スマホ）の通話記録が防犯カメラ映像と秒単位で一致すること（証拠⑤・⑰）から、防犯カメラ映像に映るスマートフォンが本件スマホであることが推認できる。スマー

トフォンという貴重品は所有者が携帯することが通常であるし、犯行時刻直前の本件スマホによる通話をしていた人物がA本人であること（証拠⑭）から、当映像に映る人物がAであると推認できる。また、証拠⑤・⑥・⑯よりA方から押収された交通系ICカードが防犯カメラ映像に映る交通系ICカードであることもID番号の一致という客観的な符合により推認できるから、映像内でICカードを使用したのはAであると推認できる。これらに加え、A方から押収された黒色の衣類・リュックサックと防犯カメラ映像上の人物の身に着けていた物が類似すること（証拠⑤・⑮）を踏まえれば、防犯カメラ映像に映る人物はAであると認定可能であり、事実2が認定できる。

第3 設問2

供述証拠に対する同意（刑事訴訟法（以下、刑訴法）326条1項）は、伝聞法則（同法320条1項）の適用を排除し、そのまま証拠とすることを認める意思表示であり、証拠意見にて不同意とした場合は原則として原供述者の公判廷における尋問が必要となる。

A及び弁護人Bは本件事件につき、Aの犯人性については争う意図はないが、殺意の有無については争う意図を有している。この点、証拠⑦・⑩・⑪はその内容から、AがVに傷害を負わせた本件事件の犯人であることの立証に向けられた証拠に当たり、あえて不同意としても防御上の利益がない。一方、証拠⑳・㉑については、Aによる攻撃の態様及び客観的な死亡危険性に関する証拠であり、殺意の認定に向けられた重要な事実を含む証拠に当たる。よって上記

解答例の書式は、司法試験・予備試験のCBT化に伴う法務省発表（令和7年10月17日付）の答案形式（※）に合わせています。
 （※） 一行30字、一頁23行、インデント設定および禁則処理機能無し、全角での表記（(1)、①、i等を除く。）

弁護方針から、殺意の有無に関する供述については公判廷での反対尋問を通して争う必要があり、Bはこれらにつき不同意とした。

第 4 設問 3(1)

中止犯（刑法 4 3 条但書）の成立には、「犯罪を中止した」（中止行為）が求められるところ、実行行為が完了したが行為者の行為から独立して構成要件の結果にいたる危険性が生じている実行未遂の段階においては、自ら結果発生を防止したと同視するに足りるだけの真摯な努力を傾注したと評価可能なことが必要である。

本件で、犯人は刃物でVを強く切りつけるという実行行為を完了しており、証拠②より放置されていれば犯人の行為から独立してVは確実に失血死する状況にあるため、実行未遂の段階にある。しかし、自ら救命措置をとらず、通りすがりの人物に 1 1 9 番通報をすれ違いざまに頼むだけで、到底真摯な努力を傾注したとは評価できない。よって、本件について中止犯は成立しないとPは考えた。

第 5 設問 3(2)

当事者双方に対する不意打ちを防止し、公判前整理手続の趣旨である充実した公判審理の実現（刑訴法 3 1 6 条の 3）のために、裁判所は、公判前整理手続における争点整理権限（同法 3 1 6 条の 5 第 3 号）に基づき、弁護人に対し、中止犯の成否に関する主張を行う予定があるか否かについて求釈明を行うべきである。

第 6 設問 4

1 氏名を明らかにしない措置

Pは被害者特定事項の秘匿決定（刑訴法 2 9 0 条の 2 第 1 項）の

申出につき意見を付して裁判所に通知（2 項）することができる。本件は殺人未遂・銃刀法違反事件であり、1 項 1 号・2 号には該当しない。もっとも、男女関係のトラブルに起因する事件であるとの週刊誌報道によってVの名誉・社会生活の平穏が著しく害されるおそれが認められることで、3 号に該当しえる。

2 姿を傍聴人から隠す措置

Pは裁判所に対し、Vと傍聴人との間の遮蔽措置（刑訴法 1 5 7 条の 5 第 2 項）を促す申出を行うことができる。先述の通り、Vの名誉に対する影響は傍聴人による観察によっても起き得るため、同項の要件を充足しえる。

第 7 設問 5

弁護士職務基本規程 2 5 条との抵触が問題となる。同条の趣旨は、弁護士が依頼人との間で特別な利害関係をもつことで独立性を失い、職務の公正・依頼人との信頼関係が毀損されることを避けることにあるため、本条の「特別の事情」は当趣旨に反しないような場合を指す。

本件では、確かに 1 0 万円は示談金全体との関係でも部分的であり、一時的な不足分の補填に過ぎないとも思えるが、貸付金の使途が示談金となることで弁護人Bが示談について当事者化するAとBの間には一般的な依頼者と弁護人の関係を超えるような特別な関係もないから先述の趣旨に反しない特別の事情があるとはいえない。よって、弁護人BがAに 1 0 万円を貸すことは同規程 2 5 条に違反する。

以 上

令和8年予備試験・法律実務基礎科目（刑事）・解答のポイント

1 設問1(1)

捜査の趣旨として証明力の保全を答えさせる基本的な問題であった。小問後半は、A以外の者が証拠物を持ち込む可能性に気づくことが重要となる。事案に即した説明を簡潔になすことで、まとまった答案になると思われる。

2 設問1(2)

事実認定のための推認過程を答えさせる問題であった。

事実関係を適切に整理しつつ、必要な事実を抜き出して推認過程を丁寧に示すことが答案の出来を左右すると思われる。

3 設問2

証拠に応じて弁護人が証拠意見を異にした理由を答えさせるものである。予定主張記載書面から弁護方針を読み取ったうえで、問題文で提示されている証拠がどのような事実の認定に役立つものであるかを分析することが重要である。

4 設問3(1)

中止犯における中止行為の有無を検討させる基本的な問題である。可処分時間と紙面配分の観点から、問題となる中止行為を中心に検討するといったメリハリをつけることが重要である。

5 設問3(2)

受験者の多くが検討したことのない問題であったはずだ。かかる未知の問題に遭遇した場合、問題となる手続きの趣旨に遡ることが重要である。訴訟のどの段階にあるかを意識し、措置を取る主体に気を付ける必要がある。

6 設問4

証人保護措置に関する典型的な問題であった。問題中の事実を用いつつ、要件充足性を簡潔に検討する必要がある。

7 設問5

依頼者との金銭の貸借の禁止を規定する弁護士職務基本規程25条に関する典型的な問題である。同条の趣旨から特別な事情についての規範を定立したうえで簡潔にあてはめることがもとめられる。

以上